

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年8月及び同年9月
② 昭和58年5月から59年3月まで

私が20歳になった時、両親は国民年金の加入は任意だと思っていたので、すぐには国民年金に加入しなかった。しばらくしてA市役所から加入を促す手紙が届き、母親が加入手続を行ってくれた。母親からは、いつかは覚えていないが、3、4回納付書が送られてきたので、遡って数か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は両親と私の3人分を一緒に、自営業で取引のあった金融機関の人に納付してもらったと聞いていた。ところが、私の分だけ申立期間が未納とされていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたとする母親は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳到達の前月の平成10年*月までの国民年金加入期間において、保険料の未納は無い上、昭和51年度から21年余りにわたり前納していることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を20歳到達日の昭和57年*月*日として59年4月27日にA市において払い出されており、同市の国民年金に係る資格記録情報を見ると異動年月日欄には「昭57.*.*」、届出年月日欄には「昭59.5.14」と記載されていることから、59年5月14日に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①及び②の保険料を過年度納付することは可能であった。

さらに、母親は、3、4回納付書が送られてきたので、申立期間①及び②の保険料を遡って数か月分をまとめて納付したとしているところ、オンライン記録によると、昭和57年10月から58年3月までの保険料がまとめて60年1月18日に過年度納付されていることから、母親は未納期間が生じないように申立人の保険料納付に努めていたことがうかがわれ、納付意識の高かった母親が過年度納付可能な申立期間②の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

一方、母親は、申立人の国民年金加入手続後に保険料を遡ってまとめて納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和57年度摘要欄に「納付書発送」の記載があり、オンライン記録によると、申立期間①を含む昭和57年8月から58年3月までの期間の保険料がまとめて60年1月18日に過年度納付されたものの、納付された時期が申立期間①の保険料の納付期限を過ぎていたことから、当該期間の保険料を同年1月25日に時効期間納付を理由として、この時点で未納であり、かつ納付期限の2年を経過していない申立期間②直前の58年4月の保険料に充当されている。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号の払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

父親が私の国民年金の加入手続を行い、家族の国民年金保険料も一緒に納付していた。両親と姉は、申立期間の保険料が納付済みとされているのに私だけが未納とされている。納付したことを示すものは何も無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする父親は、国民年金制度発足当初から60歳到達時の前月の昭和54年*月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和47年3月頃に行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って20歳到達時の45年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳及びA町が保管する国民年金保険料徴収簿を見ると、申立期間直後の昭和46年度の保険料が過年度納付されていることが推認できる。このため、前述のとおり、納付意識の高かった父親が申立期間直後の保険料を遡って過年度納付しながら、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、父親は、申立期間の保険料も送付されてきた納付書

により納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の昭和 46 年度の納付記録は、当初未納とされていたが、国民年金被保険者台帳では、同年度の保険料は納付済みとされていたことから、平成 22 年 6 月 15 日に同年度を納付済期間として訂正処理されていることが確認できることから、申立人に係る納付記録の管理が不適切だった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から同年12月まで

私は、国民年金の加入手続時期及び納付金額について覚えていないが、20歳から国民年金に加入しなければならないことを知り、地元の集会所で定期的に開設されていた役場の出張窓口で国民年金の加入手続や保険料を納付することができたので、その集会所で申立期間の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月6日にA町で払い出されていることから、その頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達時の50年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間は現年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、申立期間当時、地元の集会所で定期的に開設されていた役場の出張窓口で国民年金の加入手続や保険料を納付することができたので、その集会所で申立期間の保険料を納付したとしているところ、A町では当時、毎月、地元の集会所で開設されていた役場の出張窓口で現年度保険料を徴収していたとしており、申立人の主張と一致していることから、申立人が申立期間の保険料を現年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

私は、平成6年1月に会社を退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料として3万円ぐらいの金額をまとめて納付したことを覚えている。これまで保険料は全て納付してきたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、平成11年度以降の保険料は全て前納していることから、申立人の保険料の納付意識は高いことがわかる。

また、申立人は、申立期間の保険料をまとめて3万円ぐらい納付したとしており、この納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合に必要な金額（3万1,500円）と近似している。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成6年1月16日として、同年2月8日にA市C区で払い出されていることから、その頃に申立人の加入手続きが行われたものとみられる。申立人が所持する年金手帳を見ると、同区から同市B区への住所変更手続きは同年3月11日に行われていることから、この住所変更手続きを行った時点及び前述の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は現年度納付することは可能であった。

加えて、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の納付記録を見ると、申立人の主張どおり、平成6年度の

保険料が平成6年5月31日に、7年度の保険料が8年8月28日にまとめて納付され、同年4月から10年3月までの保険料は数か月ごとにまとめて納付されていることが確認できることから、前述のとおり、現年度納付が可能であった申立期間の保険料も申立人がまとめて納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和21年4月1日から同年4月23日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶運営会における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年4月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち、昭和21年4月23日から同年10月29日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶運営会における資格取得日に係る記録を同年4月23日、資格喪失日に係る記録を同年10月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を180円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和21年4月から同年9月までの船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から同年11月18日まで
② 昭和21年3月頃から同年4月頃まで
③ 昭和21年4月頃から同年11月頃まで
④ 昭和21年11月頃から同年12月頃まで

申立期間①について、昭和19年4月1日にA社若しくは船舶運営会が運営する海員養成所に入所し、20年11月まで継続して勤務したが、19年4月1日から同年11月18日までの期間の記録が無いので船員保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、昭和21年3月頃から同年4月頃まで船舶運営会のB船に乗船勤務していた期間の記録が無いので船員保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間③について、昭和21年4月頃から同年11月頃まで船舶運営会のC船に乗船勤務していた期間の記録が無いので船員保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間④について、昭和21年11月頃から同年12月頃までD社のE船に乗船勤務していた期間の記録が無いので船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和21年4月1日から同年4月23日までの期間について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、当該期間において操機手としてB船に乗船していたことが認められる。

また、申立人は、「当初、船舶運営会の管理下にあったF船に乗船していたが、G県の港で戦災沈没し、H県の自宅に戻った後の昭和21年3月頃に同会から自宅に通知があり、遠く離れたI県の同会に出頭し、同会の指示でJ国のB船に乗船した。」と述べているところ、K省が保管する船舶運営会使用船舶一覧表によると、B船が当時、同会の管理下にあった旨記載されている。

さらに、K省は、「当時、B船は、J国から船舶運営会に貸与され、外国籍船ではあるが、同会の管理下にあった。昭和17年から25年4月までは、同会が船舶所有者の責任をもって給与を支給し、船員保険を加入させていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和21年4月1日から同年4月23日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載されている給料から、180円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和21年4月23日から同年10月29日までの期間について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、当該期間において操機長としてC船に乗船していたことが認められる。

また、K省が保管する船舶運営会使用船舶一覧表には、C船に係る記載が確認できないものの、同省は、「船舶運営会の使用船舶一覧表に記載が確認できないことをもって、C船が同会管理下の船であったことは否定できない。船員手帳に記載されていれば、その内容の方が正しい。」と回答しており、申立人から提出された船員手帳によると、C船の所有者は船舶運営会である旨記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和21年4月23日から同年10月29日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の船員手帳に記載されている給料から、180円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和21年4月1日から同年4月23日までの期

間及び申立期間③のうち、同年4月23日から同年10月29日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、船舶運営会は、既に解散していることから確認できないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出される機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「船舶運営会に徴用され、A社若しくは同会が運営する海員養成所で勤務していた。」としており、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が昭和19年7月4日に当該手帳の交付を受けた旨、及び「昭和19年6月3日 戦時海運管理令第18条の規定により徴用せらる」との記載が確認できることから、申立人は、少なくとも同年6月3日の時点では船舶運営会を徴用先として船員徴用されていたことが認められる。

しかし、A社が保管する申立人の乗船台帳の写しを見ても、申立人が申立期間①において同社所有の船舶に乗船していた記録は確認できない。

また、昭和20年4月1日に改正船員保険法が施行されるまで、予備船員は、船員保険の強制加入対象者とされていなかった上、A社は、当時の船員保険料を控除していたかどうかは不明であると回答している。

さらに、船舶運営会は、既に解散している上、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶で同人を特定できず、当時のA社における船員保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②のうち、昭和21年3月頃から同年4月1日までの期間及び申立期間③のうち、同年10月29日から同年11月頃までの期間については、前述のとおり、船舶運営会は、既に解散しており、申立人は、当時の同僚を覚えていない上、船員手帳に記載されている船長とも連絡が取れず、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、当該期間のうち、昭和21年11月30日から同年12月31日までの期間において操機長としてD社が所有するE船に乗船していたことが認められる。

しかし、D社は、既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、

当該事業所の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記の記録が無く、当時の事業主及び役員と連絡が取れないことから、申立人に係る船員保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人の船員手帳に記載されている船長について、船員保険被保険者の記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間④当時の同僚を覚えておらず、当時のD社における船員保険の取扱い等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち、昭和21年3月頃から同年4月1日までの期間、申立期間③のうち、同年10月29日から同年11月頃までの期間及び申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年7月1日から9年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（11万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から10年12月まで

ねんきん定期便により、A社における標準報酬月額の記録が違っていることを知った。当時の経理担当者（申立人の夫）から標準報酬月額を下げた保険料を納付していたと最近初めて聞いたので、標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

また、平成9年10月以降は、標準報酬月額11万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたと思うので、それに見合う記録に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年7月から9年9月まで申立人が主張する11万円と記録されていたところ、同年9月8日付けで、8年7月1日まで遡って9万2,000円に引き下げられ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（11年1月12日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時のA社の事業主（申立人の義父）、事業主の妻及び同社の経理担当者（申立人の夫）についても、申立人と同様に平成9年9月8日付けで、遡って標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該遡及訂正処理について、A社の事業主は既に死亡しており確認できないものの、経理担当者であった申立人の夫は、「当時のA社は、社会保険料の未納が多かったため、私は、事業主である父と相談して、父母

及び我々夫婦合わせて4人の標準報酬月額記録を遡及訂正した。当時の事務処理について、妻には説明していなかった。」と述べており、当該遡及訂正が申立人の給与実態に即した処理ではなかったことがうかがえる。

また、当時の複数の従業員は、いずれも申立人がA社では受付の仕事をしており、社会保険関係の事務処理には関与していなかった旨証言している。

さらに、滞納処分票により、A社は、当該遡及訂正処理当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年9月8日付けで行われた標準報酬月額記録の遡及訂正処理は、事実即したものと考えることは難しく、申立人について8年7月1日まで遡って標準報酬月額を引き下げる合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同年7月から9年9月までの標準報酬月額については、11万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、遡って記録が訂正された形跡が無く、9年10月及び10年10月の定時決定処理により9万2,000円と記録されていることが確認できることから、当該処理については、9年9月8日付けで行われた遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、当該期間に係る社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、A社も、当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6012

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（15万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年9月まで

私は、A社を退職するまで継続して勤務したが、途中で給与を引き下げられていることに納得できないので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、当初、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年10月31日）より後の同年11月8日付けで、5年8月1日まで遡って8万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の同僚22人のうち18人についても、申立人と同様に平成6年11月8日付けで、遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、当時の事業主は、「社会保険事務所の担当職員の指示により、標準報酬月額を遡って引き下げた。」と回答している。

さらに、同僚が所持している申立期間に係る給料明細書により、当該同僚は、申立期間において訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月25日から同年8月11日まで

私は、昭和47年6月から51年5月まで、関連会社であったC社、A社、D社（現在は、B社）の順に正社員として勤務したが、年金記録を確認したところ、C社からA社に異動した際の申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

私は、一時的に退職や休職などした覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の現在の事務担当者及び同僚の証言から判断すると、申立人は、C社及び同社の関連会社に継続して勤務し（同社からA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社及びC社は、当時の人事資料等を保管していないため確認できないと回答しているものの、C社での所属部署が申立人と同じで、申立人と同様に同社からA社、D社の順で異動した同僚が、「C社の電子機器部門に所属していた時、同社及びA社を含む4つの関連会社の電子機器部門が、新設されたD社に移ることとなったが、同社の立ち上げが遅れた（厚生年金保険の適用日は昭和50年9月1日）ため、一旦、A社に籍を置くことになった。」と証言している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票

には、C社の健康保険被保険者証について「証返納日：50年8月5日」と記載されていることから、A社における資格取得日を昭和50年7月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年8月の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の資料が無いため不明としているが、A社が加入していた健康保険組合の資格取得日とオンライン記録の資格取得日が同じ日とされており、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が、いずれも申立人の資格取得日を誤って記録したとは考え難いことから、同社の事業主が昭和50年8月11日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年6月は41万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月から7年3月までは41万円、同年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は50万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月は41万円、8年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは41万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から8年12月まで

年金記録を確認したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が減額されていることが分かった。

私が保管している給与明細書により、厚生年金保険料の控除額が減額前の標準報酬月額（53万円）に見合う額であることが確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年6月、同年8月から同年12月までの期間及び7年4月から8年11月までの期間については、申立人から提出された支払明細書及び給与明細書（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、当該期間において36万円から50万円の標準報酬月額に見合う総支給額を支給され、47万円（平成6年11月）又は53万円（同年11月以外の月）の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等において確認できる総支給額から、平成6年6月は41万円、同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は41万円、7年4月は44万円、同年5月は41万円、同年6月は44万円、同年7月は50万円、同年8月から同年10月までは44万円、同年11月は47万円、同年12月は41万円、8年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは41万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年1月から同年3月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないものの、申立人から提出された前後の期間に係る給与明細書等において確認できる総支給額及び保険料控除額の推移などから判断すると、申立人は、当該期間において少なくとも直前の6年12月と同額の総支給額を支給され、同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、当該期間の標準報酬月額については、直前の同年12月と同額(41万円)とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年7月及び8年12月については、給与明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び総支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成6年6月及び同年8月から8年11月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとして誤りを認めていることから、事業主は、申立人に係る給与明細書等において確認できる総支給額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成12年6月から16年9月までは24万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、17年1月は30万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は28万円、18年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から同年12月までは32万円、19年1月は26万円、同年2月から同年6月までは34万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月から20年2月までは32万円、同年3月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑩までに係る標準賞与額に係る記録については、申立期間②は23万6,000円、申立期間③は23万4,000円、申立期間④は24万円、申立期間⑤は36万1,000円、申立期間⑥は27万5,000円、申立期間⑦は35万8,000円、申立期間⑧は32万4,000円、申立期間⑨は37万3,000円、申立期間⑩は35万4,000円、申立期間⑪は29万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年6月から20年3月まで
② 平成15年7月25日
③ 平成15年12月24日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月25日
⑥ 平成17年7月25日
⑦ 平成17年12月25日
⑧ 平成18年7月25日

⑨ 平成18年12月25日

⑩ 平成19年7月25日

⑪ 平成19年12月25日

平成12年6月よりA社に勤務しているが、支給された給与額に対して年金記録の標準報酬月額が低すぎる。また、「ねんきん定期便」の月別の納付額と給与支給明細書の控除額に矛盾があり、賞与の記録が無い。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年7月から20年3月までの期間について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において22万円から41万円の標準報酬月額に見合う給与総支給額を支給され、16年7月から同年9月までは24万円、同年10月から17年8月までは34万円、同年9月から18年12月までは32万円、19年1月から同年8月までは34万円、同年9月から20年3月までは32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は給与総支給額から、平成16年7月から同年9月までは24万円、同年10月は32万円、同年11月は30万円、同年12月は34万円、17年1月は30万円、同年2月は22万円、同年3月は24万円、同年4月は30万円、同年5月及び同年6月は32万円、同年7月は28万円、同年8月から同年11月までは32万円、同年12月は28万円、18年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から同年12月までは32万円、19年1月は26万円、同年2月から同年6月までは34万円、同年7月は30万円、同年8月は24万円、同年9月から20年2月までは32万円、同年3月は28万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成12年6月から16年6月までの期間について、申立人は当該期間に係る給与支給明細書を所持していないが、申立人から提出された預金通帳により、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より多い給与の振り込み金額が確認でき、また、課税庁から提出された当該期間の課税資料による年間支払金額及び社会保険料控除額、申立人が提出した同年7月の給与支給明細書により確認できる保険料控除額、複数の同僚の給与支給明細書から確認できる保険料控除額の推移から判断すると、24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、申立人の申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としているが、申立人の給与支給明細書等において確認又は推認できる保険料控除額又は給与総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②、③及び④については、申立人の平成15年12月の銀行振込額（合算）、16年12月以降の申立人の賞与支給実績、課税庁から提出された当該期間の課税資料による年間支払金額及び社会保険料控除額、申立人が提出した同年7月の給与支給明細書により確認できる保険料控除額、複数の同僚の給与支給明細書により確認できる保険料控除額の推移から判断すると、申立期間②は23万6,000円、申立期間③は23万4,000円、申立期間④は24万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間⑤から⑪までについては、申立人から提出された賞与支給明細書により、28万2,000円から38万2,000円の標準賞与額に見合う賞与総支給額が支給され、27万5,000円から37万3,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、申立期間⑤から⑪までについて、前述のとおり、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から申立期間⑤は36万1,000円、申立期間⑥は27万5,000円、申立期間⑦は35万8,000円、申立期間⑧は32万4,000円、申立期間⑨は37万3,000円、申立期間⑩は35万4,000円、申立期間⑪は29万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6016

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月1日から38年4月17日まで
② 昭和38年5月2日から41年1月30日まで

当時、脱退手当金について全く知らなかった。会社からも説明は無かった。今回、日本年金機構からのはがきを受け取って初めて知った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②の被保険者期間はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、申立期間当時、重複取消が行われていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①の被保険者期間は同一番号で管理されていたにもかかわらず、一部の期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月6日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月26日から59年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、入社当初の約2か月間である申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の同僚は全て入社と同時に厚生年金保険に加入している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月6日から同年3月1日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種の複数の同僚は、「入社した時から厚生年金保険及び雇用保険に加入している。」と証言している上、申立期間の前後にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚7人について調査したところ、6人は、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日が一致しており、1人は、資格取得日が数日異なっているものの、厚生年金保険と雇用保険の資格取得月は同じであることが確認できることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格を同時に取得させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月6日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和59年3月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和58年12月26日から59年1月6日までの期間については、雇用保険の記録は確認できない上、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人の勤務期間等については不明。」と回答しているほか、同僚からも、当該期間における申立人の勤務実態等についての証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月21日から23年5月22日まで

私は、A社に昭和18年4月1日から24年4月まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。調査をして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店から同社に異動した当時、同社がC競技の振興事業に力を入れ始めており、この業界団体設立の準備委員に専務が参加していたと思う。」と証言しているところ、A社の社史によると、D法の公布（昭和23年*月*日）前の22年から同社も法の制定に向けて活発な活動を開始していた旨記載されており、申立人の記憶は、同社の申立期間当時の状況と符合する。

また、申立期間当時、申立人と同居していた二人の弟は、いずれも申立人がA社に継続して勤務し、一時的に退職したことは無かったと証言している。

さらに、申立期間当時の複数の同僚は、A社では一度退職した社員が再入社してくることは無かった旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B支店から同社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる関連資料等はないが、申立人は、「A社

に異動した当初は、役員車の洗車や車の燃料を作る仕事をしており、その後、自動車運転免許を取得して役員車の運転手をした。」と証言しているところ、申立人の自動車運転免許の取得日は、昭和23年4月*日であり、申立人が申立期間においてA社に勤務していたものと考えられることから、申立期間については、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和23年5月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に事業が廃止されている上、当時の事業主にも事情を確認することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案6019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から37年10月1日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきもらった。申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすることとされているが、申立人に支給されている脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、当該被保険者期間は申立期間と同一事業所の記録であることから、これを失念するとは考え難い上、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金支給の約1か月後の昭和38年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を再取得しており、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人が勤務していた事業所で申立人の約半年後に資格喪失し、脱退手当金の支給記録がある同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「退手」の表示が記されているが、申立人の同被保険者原票には、その表示が無いことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月21日から34年5月25日まで
A社を退職した後の昭和36年8月28日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、手続をした覚えは無く、受け取った覚えも無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年3か月後の昭和36年8月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、A社の資格喪失日から脱退手当金の支給決定日までの間に挟まれた約7か月間の被保険者期間（B事業所）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「実家から自転車で通えるB事業所に勤務していたが、講師をするために同事業所を退職した。」と述べており、申立人が支給決定日以前の2回の被保険者期間のうち、申立期間のA社の被保険者期間のみを請求し、支給決定日より近いB事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月10日から34年2月25日まで

私は、自分の年金を受け取る前から夫の遺族年金を受け取っていたので、日本年金機構から確認はがきが届くまで、自分の年金記録には無関心であった。

私は、結婚準備のためにA社を退職したが、その時、書類や一時金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前における被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該未請求期間のうち、39か月と長期間である最初の被保険者期間は、申立期間と同じ事業所で勤務していた期間でもあり、申立人が当該期間を失念するとは考え難く、申立期間のみ請求することは不自然である。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である昭和34年2月25日の前後約2年半以内に資格喪失し受給資格のある者10人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給している者は2人と少ない上、同事業所における脱退手当金の取扱いについて、当該10人のうち、連絡先が判明した3人に聴取したところ、当該3人全員が脱退手当金の説明を受けた記憶が無いと述べていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から28年9月20日まで
② 昭和28年9月23日から31年10月20日まで
③ 昭和32年6月13日から同年11月27日まで

脱退手当金の請求手続をした記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない5か月であるとともに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に記載されている女性100人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年11月27日の前後2年以内に資格喪失し、受給要件を満たした8人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人と同様に、他の事業所の被保険者期間を併せて受給要件を満たす者5人については、いずれも脱退手当金の支給記録が確認できないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初の被保険者期間（30か月）を失念するとは考え難い。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられる

が、申立人は昭和32年12月＊日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立期間に係る最終事業所の女性のうち、オンライン記録において脱退手当金の支給が確認できた者については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているものの、申立人の当該被保険者名簿にはその表示が無いことも事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 3018

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年12月まで

私が経営していた喫茶店の常連の男性客が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料についても、その常連の男性客が納めてくれていた。

平成22年8月2日に年金事務所で年金記録を調べてもらい、同年8月16日に年金請求書を年金事務所に提出し受理されたが、その後、年金事務所から電話があり、申立期間の保険料が納付済みとされていた年金記録は私のものではない可能性があるとして、年金請求書を返されてしまった。オンライン記録では、私の年金記録とされており、国民年金被保険者台帳上の記録では、別の人物（A市に居住していた時の元隣人）の年金記録とされているため、私と別の人物が同一人物だと思い、私と別の人物の年金記録を一緒にされてしまったと思う。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の婚姻（昭和43年4月から61年8月まで）当時の氏名である「B」及び60年3月からの住所地と一致するオンライン記録が確認でき、申立期間の保険料については納付済みとされている。

しかしながら、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、上記「B」のオンライン記録の国民年金手帳記号番号は、昭和40年2月11日にA市において、申立人とは別名である「C」で払い出されていること、ii) 「C」に払い出された手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿によると、被保険者氏名は「C」から姓のみが異なる「D」に氏名が書き換えられ（書き換えられた日

は不明。) 、その後 49 年 8 月 20 日に、上記オンライン記録の被保険者である「B」に氏名が書き換えられていること、iii) 申立人は、45 年 4 月に E 町から A 市に転居した当時、隣人に「C」がおり、その後「C」は婚姻により姓が変わり「D」となったとしていることから、上記申立人の婚姻時の氏名である「B」のオンライン記録のうち、少なくとも同市の国民年金被保険者名簿等において「D」から「B」に氏名が書き換えられた 49 年 8 月 20 日以前の記録は、申立人とは別人である「C」（婚姻後は「D」）の年金記録であると考えられる。

このように、一つの国民年金手帳記号番号に別人のものと考えられる記録が混在していることは、行政側の記録管理に不備があったとみられるものの、上記の状況を踏まえると、「B」のオンライン記録を申立人の記録であるとし、申立期間の保険料を納付していたと推認することまではできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、基礎年金番号導入（平成 9 年 1 月）以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、基礎年金番号による申立人の国民年金被保険者資格取得日は 11 年 3 月 26 日とされている上、申立人が申立期間当時居住していたとする E 町及び A 市が保管する国民年金の記録には、上記同市における「C」に払い出された手帳記号番号に係る国民年金被保険者名簿及びこれに対応する国民年金保険料収入台帳（調定簿）を除き、申立人に係る記録は存在しないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、知人が A 市で保険料を納付してくれていたと思うところ、戸籍の附票によると、申立人は申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 43 年 12 月までは E 町に居住していたことが確認できる。国民年金保険料は、通常居住している市町村に納付するものであることから、知人が当該期間について、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする知人の氏名及び所在は不明であるため、加入手続時の状況、保険料の納付状況等は不明である。

このほか、知人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

結婚したので平成5年10月にA市B区役所で、転居などの手続と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金担当者から指示されたとおりに平成3年度と4年度の保険料を一括して現金で納付し、5年4月から同年8月までの保険料については、後日郵送されてきた納付書で同年11月4日にC信用金庫D支店で納付したので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月に結婚し、同年10月にA市B区役所で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については遡って納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月に払い出されていることから、国民年金の加入手続は、申立人が主張する時期に行われたものと考えられ、被保険者資格は、制度改正により、学生が強制加入対象者となった3年4月まで遡って取得していることが確認できる。

しかしながら、加入手続時期において、申立期間の保険料については、納付期限から既に2年が経過し時効が成立していたことから、申立人は申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記のことは、時効成立前であり、過年度保険料として遡って納付することが可能であった平成3年9月から5年3月までの保険料が納付されていることとも符合する。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確

定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの期間及び56年9月から57年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から51年3月まで
② 昭和56年9月から57年6月まで

私は、昭和46年10月に新たな会社に就職したところ、その会社が厚生年金保険に加入していなかったのを知り、いつかは覚えていないが、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の保険料については、いつ、いくら、どのように納付したかは覚えていないが、私が同支所で全て納付したにもかかわらず未納とされていた。申立期間①前後の期間が納付済みとされており、特に、ねんきん特別便により申立期間①直後の51年4月の1か月だけが納付済期間と記録訂正されたのは変だと思う。また、申立期間②の保険料については、失業中で雇用保険を受けていたが、元妻が私の保険料を納付してくれたと聞いている。納付を証明するものは無いが申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の保険料をA市B支所で納付したとしているものの、申立期間①の保険料の納付方法、納付時期、納付周期、納付金額等について覚えていないとしていることから、申立期間①の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、2回払い出されており、1回目は、昭和46年11月15日にA市において資格取得日を20歳到達日の45年*月*日(平成22年5月28日に厚生年金保険被保険者期間が判明したため、昭和46年10月16日に変更されている。)として、2回目は、平成4年2月5日にC市で資格取得日を昭和46年10月16日として払い出されている。オンライン記録によると、この二つの国民年金手帳記号番

号は、平成22年5月28日に2回目に同市で払い出された国民年金手帳記号番号に統合され、その際、A市の国民年金被保険者名簿において、申立期間①前の昭和47年4月から同年12月までの保険料が納付済みとされていたことから、オンライン記録に当該期間が追加されているほか、同様に申立人が主張する申立期間①直後の51年4月の保険料も同市の国民年金被保険者名簿において納付済みとされていたことから、平成22年9月6日にオンライン記録に当該期間が追加されていることが確認できる。このような状況において、申立期間①については、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿ともに未納とされており、これら記録に齟齬^{そご}は無い上、申立期間①は39か月と長期間にわたっており、これら期間の納付記録が全て欠落又は記録誤りが生ずる可能性は少ないものとみられる。

さらに、申立期間②については、申立人は、婚姻前は自身で納付したとしているものの具体的な納付方法の記憶は無く、申立人が元妻に連絡したところ、元妻はA市B支所で納付した記憶があるとしていることから元妻に聴取したところ、納付時期、納付周期及び納付金額については覚えていないとしており、当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

加えて、申立人は、昭和57年6月までA市に居住していたとしており、前述の同市で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳を見ると、51年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失したとされており、その後、国民年金に加入したことをうかがわせる形跡は無く、このことは、同市の国民年金被保険者名簿においても、国民年金被保険者台帳と同様に、同年5月1日に国民年金被保険者資格を喪失後に国民年金に加入した形跡が無いこととも符合する。

その上、A市から転居したC市で払い出された記号番号に係るオンライン記録を見ると、申立期間②に係る国民年金の資格得喪の記録は、平成4年2月18日に追加されたものであることが確認できる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この申立期間②に係る国民年金の資格得喪の記録が追加された時点を基準とすると、申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人に対して払い出された二つの国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年9月まで

昭和54年4月から55年9月までの期間は、母親がA町で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたようだ。婚姻（同年10月）後の同年10月から59年9月までの期間は、夫が自身の保険料と共にB市で納付していたので、夫の保険料が納付済みの期間について私の分が未納であるとは考えられない。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、申立期間のうち、昭和54年4月から55年9月までの期間に係る加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、申立人は、婚姻の際に母親から年金手帳を受領した記憶は無く、申立期間のうち、同年10月から59年9月までの保険料を納付していたとする夫は、保険料の納付時期、納付周期及び納付金額について具体的な記憶は無く記憶は曖昧であることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年10月22日にB市C区で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得欄に年月日「51 * *」、種別「1」及び事由「モレシヤ」、受付記録欄に受付年月日「61. 11. 11」、受付書類名「取得」との記載が確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、61年11月頃に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日

を遡って51年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は、国民年金に未加入であり、この加入手続時において、申立期間の保険料は、既に、時効期間を過ぎており、納付することはできなかったものとみられる。

さらに、オンライン記録の納付記録を見ると、夫は昭和59年度及び昭和60年4月から同年12月までの期間は現年度納付されていることが確認できる。申立人については、59年10月から61年3月までの期間は前述の加入手続後に過年度納付されていることが確認できることから、婚姻後から夫が自身の保険料と一緒に納付していたとする事情は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月13日から34年8月20日まで
② 昭和35年9月27日から38年3月31日まで
③ 昭和38年9月9日から41年2月20日まで

私は、脱退手当金の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和41年6月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月7日から43年1月26日まで

申立期間に係る事業所からは、脱退手当金について何も説明は無かった。平成17年4月頃に社会保険事務所（当時）で、申立期間の脱退手当金が支給されているため被保険者とならないことを初めて知った。脱退手当金はもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和43年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6025（事案3174の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から43年12月頃まで

申立期間については、平成22年4月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする文書もらった。

しかし、申立期間当時、働いて税金を納めていたはずなので、課税資料を調査すれば、私が勤務していたことが分かるはずだ。

また、申立期間当時、妻が出産予定であり、診療費がかさむことから、私が健康保険に加入していたはずだ。

新たな資料等はないが、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、当時の人事記録等が無いと回答しており、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないこと、ii) 申立人の同社における雇用保険の記録（離職日が昭和41年11月20日）は、厚生年金保険の記録（資格喪失日が同年11月21日）と符合している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失届の受理日は、同年12月20日と記載されていること、iii) 同年2月28日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得し同社B支店に勤務していた同僚は、「私が入社した昭和41年2月当時、申立人は既に勤務していた。しかし、一緒に勤務した期間はせいぜい1年間ぐらいだった。」と証言しているとともに、同社本社で経理を担当していた同僚は、「私は、昭和43年頃から、毎年、各支店に経理の監査に出向いたが、B支店で経理の事務をしていたと言う申立人を知らない。」と証言していること、iv) 申立人が名前を挙げた3人の同僚のうち、1人は死亡し、他の2人とは連絡が取れないため周

辺事情を調査できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「働いて所得税を納めていたはずなので、国税の納付資料を調査すれば、私がA社に勤務していたことが確認できるはずだ。また、申立期間当時、私は、結婚しており子供が生まれる予定であった。診療費がかさむため、私が健康保険に加入していたはずだ。国民健康保険の加入手続をした覚えが無いので、会社の健康保険に加入していたと思う。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立期間当時の申立人の居住地を管轄するC税務署及びD市は、保存期間を経過しているので当時の税務関係資料は保管していない旨回答しており、申立期間当時の申立人に係る課税実態等について確認できない。

また、申立期間当時の国民健康保険に関する資料についても保存期間が経過していることから、申立人の加入の有無について確認できないものの、オンライン記録によると、申立人の妻には、申立期間当時、A社とは別の事業所において厚生年金保険被保険者記録（昭和33年3月22日から42年9月10日まで）が認められるところ、同妻の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には「42. *.* 分娩 育児」と記載されており、同妻に対して出産に係る直接給付が行われていたことが確認できる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年8月から9年9月までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から10年12月まで

平成8年頃、A社が滞納していた社会保険料を解消するために、社会保険事務所（当時）の職員から「標準報酬月額を下げたらどうか。」という話を持ち掛けられ、これに従って、私が事業主（申立人の父）と相談の上、標準報酬月額を引き下げる処理をしたものの、標準報酬月額が低額であることが納得できないので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成9年10月以降も、標準報酬月額15万円に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年8月から9年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する15万円と記録されていたが、同年9月8日付けで、7年8月1日まで遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、事業主の息子として申立期間当時からA社の社会保険関係の事務処理に深く関わっていたことを認めている上、「当時のA社は、社会保険料の未納が多かったので、私は、事業主（父）と相談して、父母及び我々夫婦合わせて4人の標準報酬月額の記録を遡及訂正した。」と述べている。

また、申立人の妻及び母（事業主の妻）は、「給与計算は、事業主に任されて申立人が行っていた。」と証言しており、当時の従業員も、「給与計算は、

事業主の息子（申立人）か娘が行っていた。」と証言している。

さらに、滞納処分票によると、A社は、申立期間以前から厚生年金保険料を滞納しており、申立人は、社会保険事務所から当該滞納保険料の納付について事業主と共に指導を受けていることが確認できる。

加えて、滞納処分票には、「5年度、6年度延滞金納付書持参し、納入指示するも、12月30日付自主納付する旨息子（申立人）より申し出有り。」と記載されているなど、申立人が社会保険事務所の職員と複数回にわたって直接交渉の機会を持っていることから、申立人は、A社の社会保険関係の事務について、事業主からかなりの権限を与えられていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、A社の事業主又は取締役ではなかったものの、事業主の息子として権限を付与され同社の社会保険関係事務の執行に当たっていた申立人が、自身の標準報酬月額に係る遡及訂正処理を行っていないながら、当該遡及訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成7年8月から9年9月までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、遡って記録が訂正された形跡が無く、9年10月及び10年10月の定時決定処理により9万2,000円と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、A社も、当時の賃金台帳等を保管していないことから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年10月から10年12月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年頃から44年頃まで

私は、高校を卒業後、伯父の誘いで伯父が経営するA事業所に入社し、昭和30年頃から44年頃まで継続して勤務した。申立期間について、被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の妻及び従兄弟の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間後の昭和45年8月1日に厚生年金保険の適用事業所（その後、同年11月13日に適用事業所の取消処理。）となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されている同僚（18人）は、いずれも申立人と同様に同事業所における申立期間に係る被保険者記録が無い。

さらに、A事業所の事業主は既に死亡しており、申立人が、同事業所において事務を担当していたと記憶する同僚の所在も不明であるため、申立期間当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、上述の同僚の妻は、「夫も申立人も、農業の手が空いた時に、A事業所の手伝いをしており、いろんなところに出稼ぎに行っていた。申立人は出稼ぎに行く前の晩、我が家に泊まり、翌朝夫と一緒に出かけに行った。夫は、厚生年金保険には入ってなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月から25年7月1日まで
② 昭和27年4月10日から30年4月25日まで

申立期間①について、私は、A社で、昭和24年9月から26年6月まで勤務した。しかし、24年9月から25年7月1日までの厚生年金保険被保険者記録が無い。調査をして当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②について、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社で昭和25年3月18日に雇用保険の被保険者資格を取得している複数の同僚が、「A社に入社した時には、申立人は既に勤務していた。」と証言していることから、入社時期は特定できないが、申立人は、少なくとも同年3月18日以前から同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が自身より先に同社に入社していたと記憶する同僚及び上述の複数の同僚の被保険者資格の取得日は、いずれも申立人と同日の昭和25年7月1日であることが確認できることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させず、一定期間に入社した者の被保険者資格をまとめて取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

また、A社は、「申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等については、申立期間当時の人事台帳等の資料を保管しておらず分からない。」と回答して

いる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①における健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から11日後の昭和30年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給することはできなかったことから、申立期間②の事業所を退職後、厚生年金保険被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6029

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月21日から同年7月8日まで
② 昭和39年1月22日から41年4月1日まで

私は、年金を受給する時に「3社に勤務した。」と申告したが、社会保険事務所（当時）からは、2社に関しては「脱退している。」との回答であった。今回、年金事務所から確認はがきをもらったが、脱退手当金を受け取った記憶が無いので調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年4月1日の前後2年以内に資格喪失した女性のうち、支給要件を満たす5人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社から脱退手当金の手続を行う旨の説明を受けた上、脱退手当金を受給した。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務手続に不自然さやうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から45年12月26日まで
脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその住所が記載されているほか、同裁定請求書及び同裁定伺によれば、同裁定請求書は昭和48年3月8日にA社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年4月3日に隔地払いされたこと（オンライン記録の支給決定日と一致）が確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が住んでいたとする住所と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、昭和48年3月8日に旧姓から新姓に改姓されており、申立期間に係る脱退手当金が同年4月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて申立人の氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人のB社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から41年3月11日まで
A事業所を退職した後に、脱退手当金をもらったことになっているが、もらった覚えが無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間の事業所名及びその住所が記載されているほか、同裁定請求書及び同裁定伺によれば、同裁定請求書は昭和41年5月10日（1回目は同年4月15日）にB社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同年6月17日に隔地払いされたこと（オンライン記録の支給決定日と一致）が確認できる上、同裁定請求書に記載された申立人の住所は、当時申立人が住んでいた住所と一致していることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月17日に支給決定されているほか、申立期間の前に勤務したC事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金の支給に際して記載されたと見られる「41.5.18回答済」及び「41.6.17支払済」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている申立期間とは別番号で管理されているC事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、厚生年金保険脱退手当金支給報告書により、昭和34年4月2日に同事業所に係る脱退手当金を支給した旨の記載が確認できることなどから、申立期間のA事業所に係る脱退手当金が支給決定された当時には、C事業所に係る被保険者期間は既に脱退手当金を支給済みであると判断して、申立期間のA事業所に係る脱退手当金のみを支給したとしても不自然とは言えない。

愛知厚生年金 事案6032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月13日から40年10月1日まで
脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねない。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間、支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいわねない。

愛知厚生年金 事案6033

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から36年5月20日まで
② 昭和36年5月21日から38年1月7日まで

私は、結婚による転居のため退職したが、働くつもりでいたため脱退手当金は受給していない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人はA社を退職後、昭和49年9月に国民年金に加入するまでの期間（約11年8か月）に厚生年金保険の被保険者記録は無く、厚生年金保険被保険者台帳には、40年7月8日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿が旧姓から新姓に氏名変更されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものと考えられ、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月24日から38年10月1日まで
② 昭和38年10月1日から39年2月6日まで
③ 昭和39年4月1日から41年6月21日まで

私は、申立期間①、②及び③について、脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金をもらった覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載され、オンライン記録と符合しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月1日から44年6月21日まで
② 昭和44年7月7日から同年8月31日まで
③ 昭和44年9月1日から45年7月1日まで

過去に社会保険事務所（当時）で、「A社の脱退手当金は退職金として支払われた。」と言われたが、確認はがきに記載された支給日を見て、A社の退職金として支払われたものではないことに気付いた。

B社では退職金を受け取っておらず、脱退手当金の請求をした記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の旧姓で請求されているものの、当時の住所地、未請求となっている事業所を除く3事業所の名称及びその所在地が記載され、昭和46年1月11日に社会保険事務所に提出し、脱退手当金支給決定伺を作成して決裁を得ていることなどを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録及び脱退手当金支給決定伺に記載されている支給額は法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月8日から48年3月21日まで

私は、平成20年3月頃、年金額の確認に社会保険事務所（当時）へ行った時に脱退手当金のことを初めて知った。脱退手当金の手続をしたことも、受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の所在地及び事業所の所在地が記載されている上、社会保険事務所が脱退手当金の支給額の算定経緯を記録した脱退手当金計算書には、その支給日（昭和48年6月2日）当時の申立人の住所地の最寄りの郵便局に脱退手当金が送金されたことが確認できる表示があるほか、同計算書に押印された「小切手交付済48.6.2」の日付は、脱退手当金の支給日と一致する。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和48年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月17日から39年10月21日まで
② 昭和40年2月5日から同年8月5日まで

私は、脱退手当金制度は知らず、年金事務所からはがきを見て初めて知った。脱退手当金を請求しておらず受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6038

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から42年3月21日まで

私は、A社を退職後、脱退手当金を支給されたこととなっているが、脱退手当金をもらった記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の実家の住所が記載され、昭和44年10月18日に、申立人が勤務していたA社を管轄する社会保険事務所（当時）に提出されており、当該社会保険事務所では脱退手当金支給決定旨を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人のA社の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6039

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月26日から同年9月30日まで
② 昭和33年10月2日から35年3月5日まで
③ 昭和36年3月7日から40年8月1日まで

私は、A事業所退職後、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年8月1日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たした6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5人に支給記録がある上、そのうち連絡先が把握できた1人は、「退社時、社長から、「社会保険事務所(当時)に行けばお金がもらえる。」と言われ、脱退手当金をもらった覚えがある。自分で請求手続きをした記憶は無いので、会社が手続したと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、脱退手当金支給一覧簿に申立人の名前が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月14日から34年2月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金を支給されたことになっていることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年2月21日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある6人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4人に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされている上、申立期間当時の役員は、「申立期間当時、事業所が従業員に代わって脱退手当金の手続をしていたと思う。」と証言しているとともに、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年4月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月1日から37年10月2日まで

平成2年頃の国民年金の手続時に、脱退手当金の支給記録があると説明を受けたが、A社を退職した時にもらった記憶は無かったので、日本年金機構からの確認はがきを見て申立てをした。脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和37年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6042

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月27日から34年9月27日まで
② 昭和34年12月14日から35年9月10日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録について、脱退手当金を受給したことになっているのを知った。同社を退職後、何の便りも1円のお金ももらっていないので、脱退手当金受給の記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性90人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年9月10日の前後2年以内に資格喪失した60人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について支給記録が確認でき、59人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているほか、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年12月1日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には同年9月26日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6043

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から41年12月27日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和42年4月に脱退手当金を受給したことになっていることを知った。脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記載されているページとその前後に記載されている女性76人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年12月27日の前後2年以内に資格喪失し、受給資格のある者11人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人について支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年4月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月4日から38年5月1日まで
② 昭和39年1月16日から41年11月1日まで

私は、日本年金機構からの確認はがきを受け取って、昭和42年3月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時申立人が住んでいた住所地、勤務していた事業所名及び当該勤務期間が記されている上、脱退手当金支給決定伺には、申立人の住所地の郵便局に隔地払いされていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間②の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約5か月後の昭和42年3月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から45年8月31日まで

申立期間に係る事業所を退職した後は、ずっと国民年金に加入していたので、年金問題が起こるまで厚生年金保険のことは忘れていた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該裁定請求書及び厚生年金保険脱退手当金裁定何によると、昭和46年5月25日に社会保険事務所（当時）が当該裁定請求書を受理し、同年6月11日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月10日から41年9月26日まで

昭和41年9月に結婚のため申立期間に係る事業所を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は全く無く、制度自体も知らなかった。申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月24日から42年5月21日まで
② 昭和43年1月29日から47年1月21日まで

当時は、脱退手当金について聞いたことも無く、手続したり、お金を受け取ったりした記憶は無い。脱退手当金支給済みという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金裁定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当該裁定請求書には、申立人の当時の住所地、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されているほか、当該裁定請求書及び裁定何によると、昭和47年11月28日に申立期間に係る最終事業所を管轄する社会保険事務所（当時）が当該裁定請求書を受領し、同年12月8日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。